

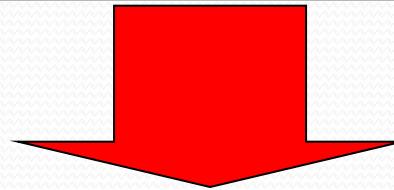
# 廃棄物処理法のポイントと動向について

1. 山口県の廃棄物処理の現状
2. 廃棄物処理法の概要と国の動向
3. 廃棄物処理の実務  
(処理委託契約、産業廃棄物管理票)
4. 不適正処理事案から学ぶ適正処理

# 1. 山口県の廃棄物処理の現状

# 山口県の廃棄物発生量

産業廃棄物 (R5)	6, 785, 000トン／年 <sup>※1</sup>
一般廃棄物 (ごみ) (R5)	454, 248トン／年 <sup>※2</sup>
一般廃棄物 (し尿) (R5)	411, 713kL／年 <sup>※2</sup>



廃棄物の大部分は産業廃棄物

※1 「山口県循環型社会形成推進基本計画」の改定に伴う  
産業廃棄物実態調査結果 (R5) (5年毎)

※2 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 (R5) (毎年度実施)

# 産業廃棄物発生量の推移

(千t/年)

12000

10000

9,908

10000

8,752

8000

8,179

8000

7,972

6000

7,941

6000

6,785

4000

2000

0

H12

H15

H20

H25

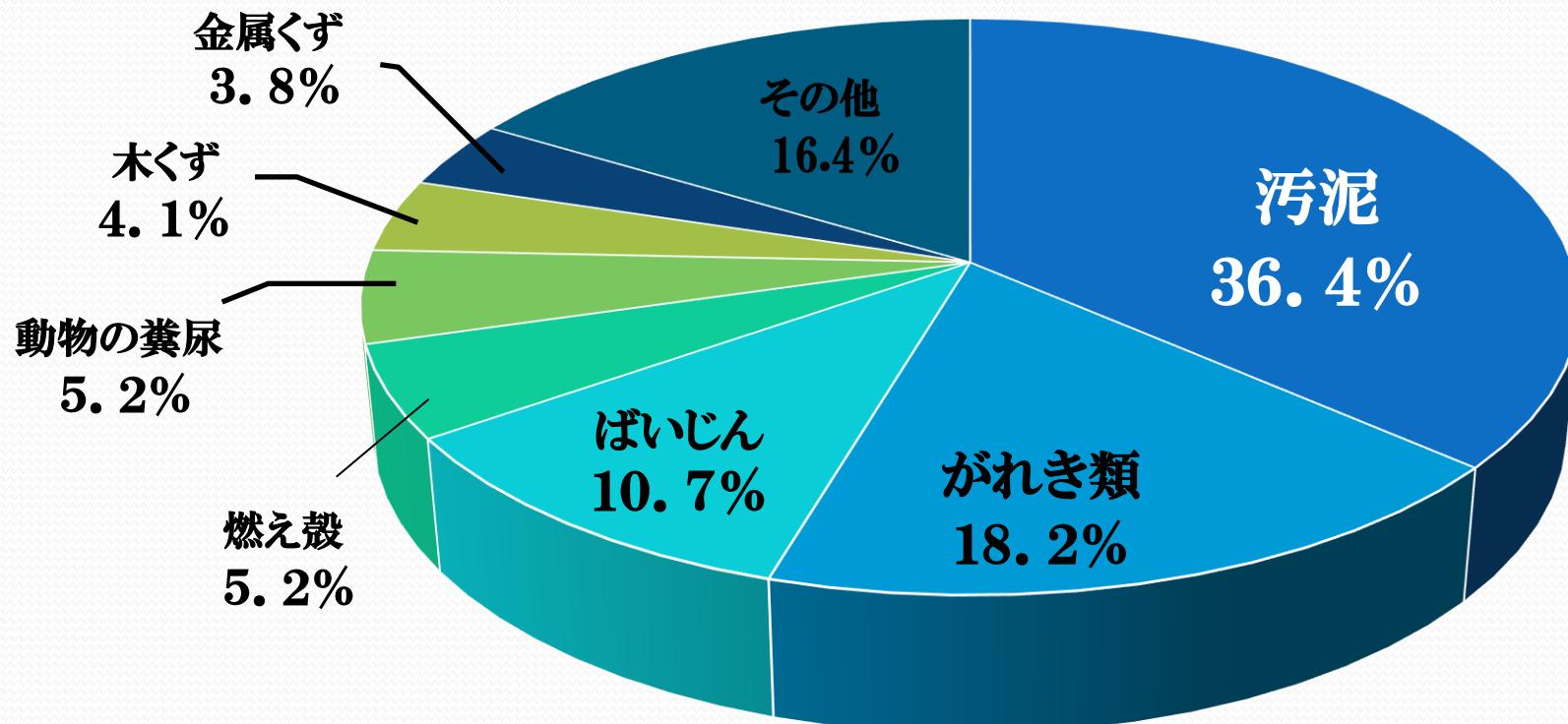
H30

R5

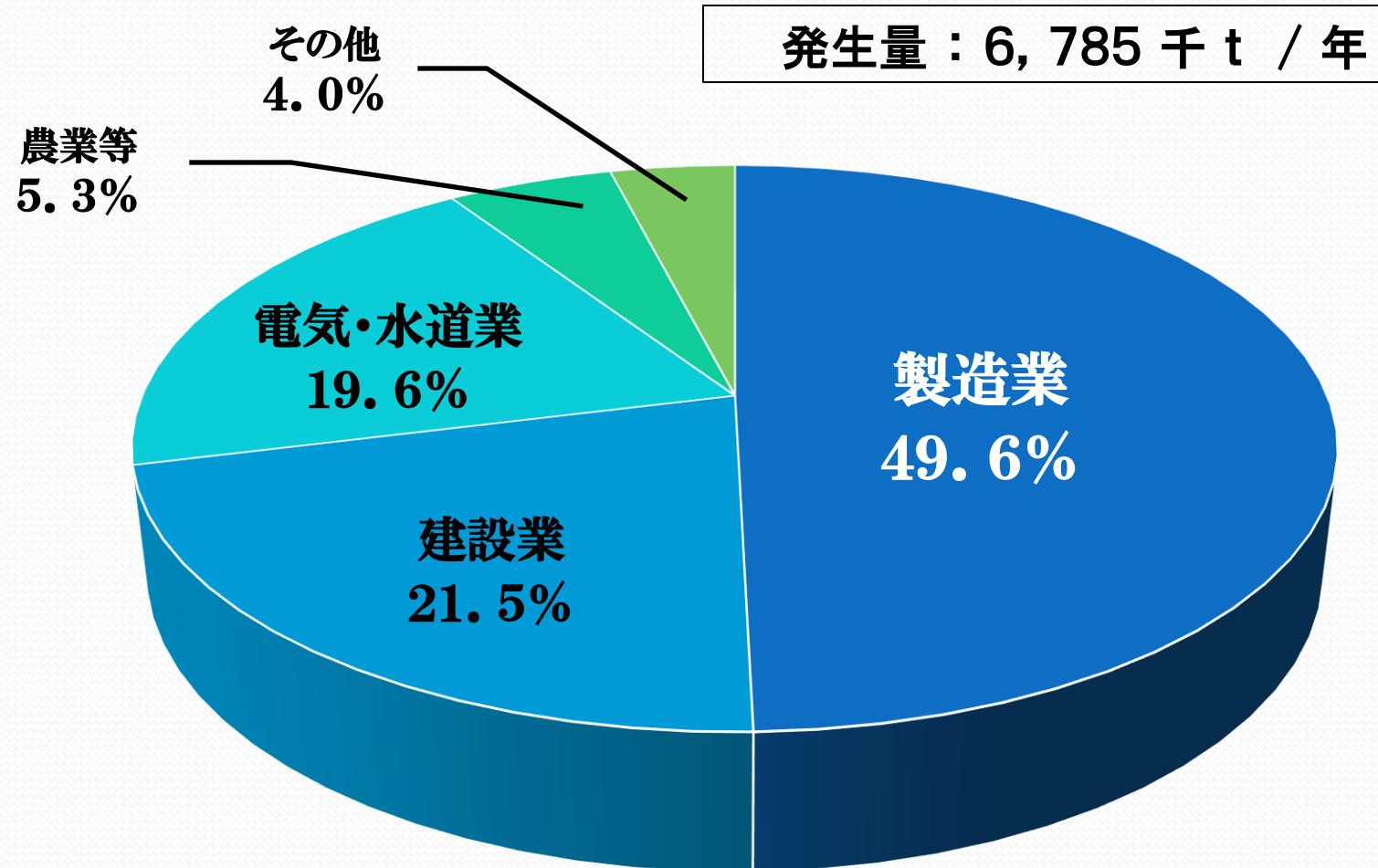
(年度)

# 令和5年度産業廃棄物の種類別発生割合

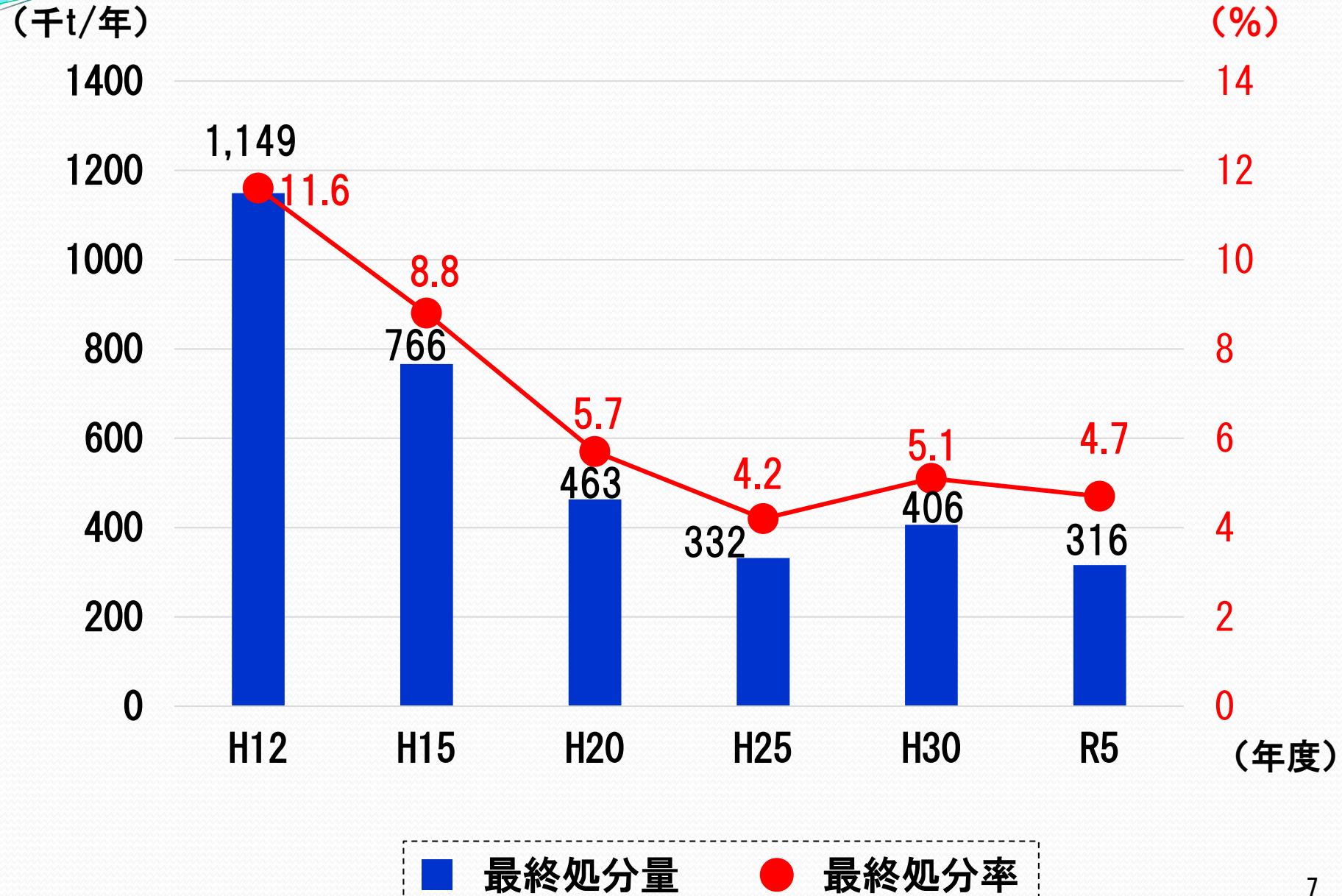
発生量：6,785 千t / 年



# 令和5年度業種別の発生状況



# 産業廃棄物の最終処分の状況



# 産業廃棄物の資源化(リサイクル)の状況

(千t/年)

8000

7000

6000

5000

4000

3000

2000

1000

0

H12

H15

H20

H25

H30

R5

(年度)

資源化量

リサイクル率

32.4

3,205

45.3

3,964

55.0

4,500

55.6

4,431

54.5

4,326

60.0

4,071

## 2. 廃棄物処理法の概要と国の動向

# 廃棄物処理法の目的と廃棄物の定義

## 目的

廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る

## 廃棄物の定義

人間の活動に伴って生じたもので、汚物又は自分で利用したり他人に売却できないために不要になったすべての液状又は固形状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう

※ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外

# 廃棄物の分類

## 廃棄物の分類

### 〈産業廃棄物〉

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類、金属くず 等(20種類)

全ての事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがある(業種指定:紙くず、木くず等)

### 〈特別管理産業廃棄物〉

爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして、政令で定めるもの

### 〈一般廃棄物〉

産業廃棄物以外のもの

# 廃棄物該当性の判断(総合判断)

区分	内容
物の性状	<ul style="list-style-type: none"><li>利用用途に要求される品質を満足 (JIS規格等の基準が存在する場合には、これに適合)</li><li>生活環境保全上の支障が発生するおそれがない (例:土壤の汚染に係る環境基準等を満足)</li></ul>
排出の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適正な品質管理がなされている</li></ul>
通常の取扱い形態	<ul style="list-style-type: none"><li>製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められない</li></ul>
取引価値の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、客観的に見て経済的合理性がある ※ 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がない ※ 譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても、合理的な額である) 等</li></ul>
占有者の意志	<ul style="list-style-type: none"><li>占有者の意志として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意志が認められる</li></ul>

# 排出事業者の処理責任

排出事業者

産業廃棄物の処理  
(収集運搬、処分)

自ら処理

(遵守事項)

- ・産業廃棄物処理基準
- ・保管基準

他者に委託して処理

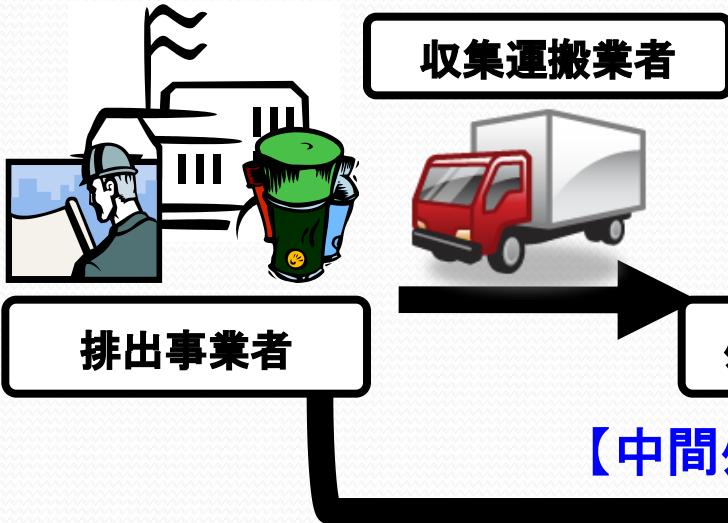
(遵守事項)

- ・委託に関する基準
- ・処理状況確認
- ・産業廃棄物管理票交付等の基準

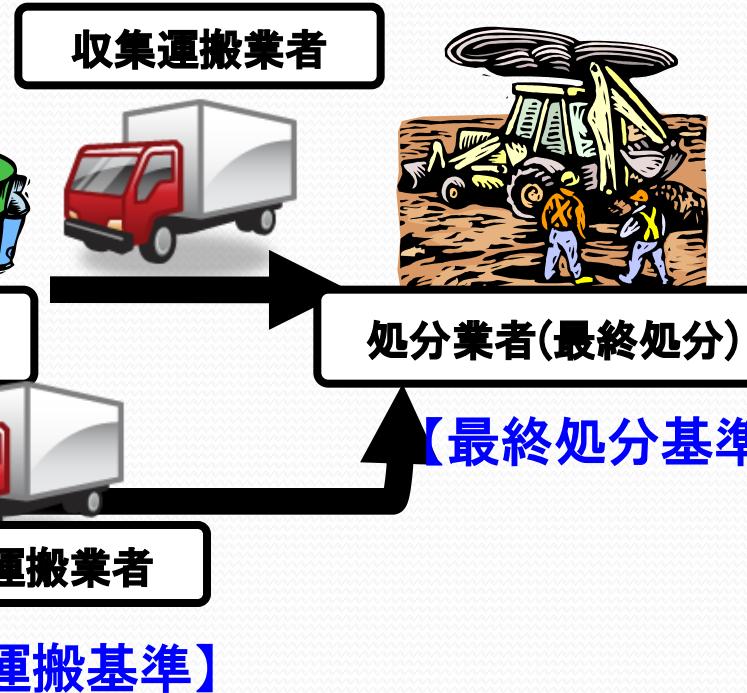
他者(収集運搬業者・処分業者)は、産業廃棄物の処理基準を遵守

# 産業廃棄物の処理基準

## 【収集運搬基準】



## 【収集運搬基準】



※特別管理産業廃棄物の処理基準は、産業廃棄物の処理基準とは別により厳しく定められている

# 産業廃棄物の保管に関する留意点(1)

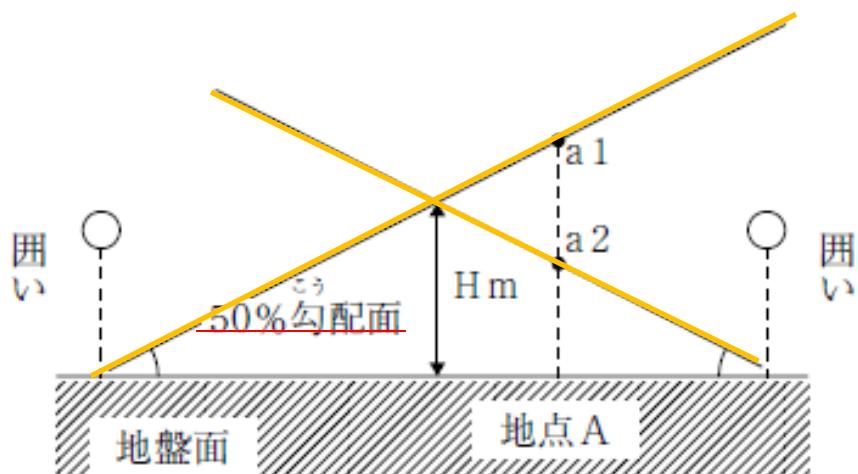
排出事業者が建設廃棄物を作業所(現場)内で保管する場合、  
廃棄物処理法に定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管すること

## 【産業廃棄物保管基準】

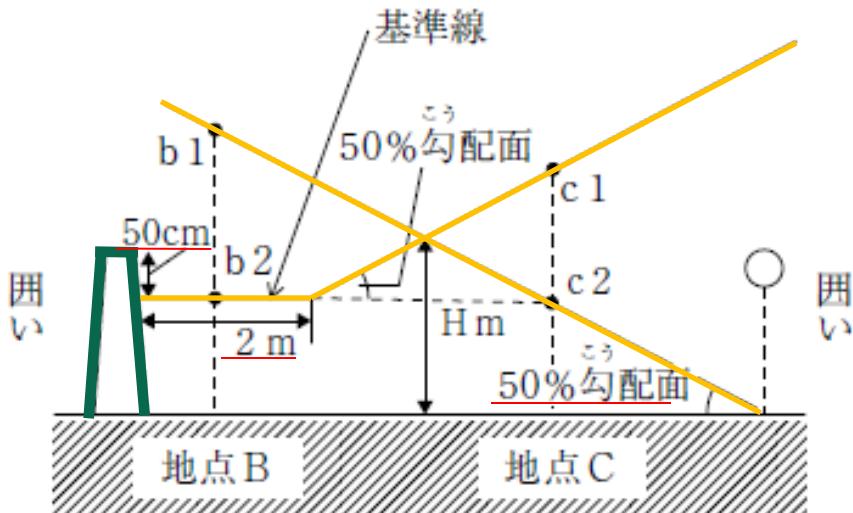
1. 周囲に囲いが設けられていること
2. 見やすい箇所に掲示板が設けられていること
3. 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講ずること
4. 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
5. 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物  
石綿含有産業廃棄物等がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること  
覆い、梱包等、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること

# 産業廃棄物の保管に関する留意点(2)

1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



2) 片方が直接負荷部分の囲い（左）、片方が廃棄物に接しない囲い（右）の場合



○基準上の高さ上限

- ・地点 A における高さ : a 2 (Hm 以下)
- ・看板記載高さ : Hm

・地点 B における高さ : b 2 (基準線は囲いの高さよ

り 50cm 低く)

地点 C における高さ : c 2 (Hm 以下)

- ・看板記載高さ : Hm

# 産業廃棄物の運搬に関する留意点

	排出事業者	産業廃棄物収集運搬業者
表示方法	○運搬者の車体の両側面に鮮明に表示	○識別しやすい色の文字で表示
車体への表示内容	①産廃の収集運搬車両であること ②氏名又は名称	①産廃の収集運搬車両であること ②氏名又は名称 ③統一許可番号(下6桁)
文字の大きさ	上記① → 140ポイント(おおむね縦横50mm)以上の大きさの文字及び数字 上記②、③ → 90ポイント(おおむね縦横30mm)以上の大きさの文字及び数字	
備え付け面	以下の内容を記載した書面  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・氏名又は名称及び住所</li><li>・運搬する産廃の種類・数量</li><li>・積載日</li><li>・積載した事業場の名称・所在地・連絡先</li><li>・運搬先の事業場の名称・所在地・連絡先</li></ul></div>	<ul style="list-style-type: none"><li>①許可証の写し</li><li>②以下の書類のいずれか ア 紙マニフェストの場合→マニフェスト イ 電子マニフェストの場合→<ul style="list-style-type: none"><li>・電子マニフェスト加入証の写し</li><li>・以下の内容を記載した書面又は電子データ</li></ul></li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・運搬する産廃の種類・数量</li><li>・委託者の氏名又は名称</li><li>・積載日</li><li>・積載した事業場の名称・所在地・連絡先</li><li>・運搬先の事業場の名称・所在地・連絡先</li></ul></div>

# 産業廃棄物の処分に関する留意点

## 【中間処分】

- ・ 处理能力に見合った受託量
- ・ 受託物の処理するまでの適正な保管(処理能力×14※)  
※ 優良産廃処分業者が廃プラを保管する場合は×28 等の特例あり
- ・ 処理物(製品)の適正な管理をすること

## 【最終処分】

- ・ 埋立可能な廃棄物のみの搬入>埋立処分基準の遵守  
(例:安定型最終処分場における展開検査の実施等)
- ・ 適正な維持管理>維持管理基準、維持管理計画の遵守  
(例:浸透水、放流水、周縁地下水の検査等)

# 国の動向(産業廃棄物関係)

# ～デジタル原則を照らした 規制の一括見直し～

# 令和5年3月31日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知) ⇒ 令和5年デジタル通知

## ○通知の趣旨

代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制の見直しが求められ、**廃棄物処理法等の法令上の解釈の明確化**を行ったもの。

### (1)排出事業者の処理状況の確認について

#### 排出事業者による処理状況の確認

- ⇒ 実地確認の他に、**デジタル技術を用いた確認も可能**  
例)電磁的記録による許可内容や帳簿等の確認  
オンライン会議システム等を用いた処理施設の確認
- ⇒ ただし、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認できることが必要

# 令和5年3月31日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知) ⇒ 令和5年デジタル通知

## (2)報告及び立入検査について

### デジタル技術を用いた立入検査の方法

- ⇒ オンライン会議システムを用いた遠隔地からの確認
- ⇒ ドローン映像による施設の構造等の確認 等の推奨

## (3)技術管理者及び廃棄物処理責任者の職務の実施について

### 専従の技術管理者が常駐することの緩和

- ⇒ 技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施も可能(専従、常駐の要件の撤廃)
- ⇒ ただし、施設の適正な管理に支障がない措置が必要

# 令和5年3月31日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知) ⇒ 令和5年デジタル通知

## (4)許可の申請等について

電子メール等を利用した書類の提出の推進

⇒ 山口県では、簡易な届出等については提出可能  
各環境保健所のメールアドレスはWebサイトに掲載

## (5)書類の閲覧・縦覧等について

法に基づく縦覧及び閲覧はデジタル化を基本

⇒ 山口県では、焼却施設や最終処分場等の申請に係る縦覧状況をWebサイトに掲載

# 令和6年3月29日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知) ⇒ [令和6年デジタル通知](#)

## ○通知の趣旨

令和5年デジタル通知を発出した後の関係法令の改正等を踏まえ、新たに廃棄物処理法等の法令上の解釈の明確化を行ったもの。

### (1)民間事業者等による書類の閲覧・縦覧

「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年環境省令第9号)」に縦覧等の規定の新設

⇒ 産業廃棄物処理施設の維持管理記録の閲覧(法第15条の2の4関係)等は、書面の閲覧に代えて、電磁的記録に記録されている事項の閲覧等で可能

# 令和6年3月29日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知) ⇒ 令和6年デジタル通知

## (2)手数料の納付、処分通知について

廃棄物処理法に基づく申請等の手数料の納付や処分通知に  
関して、電子申請システム等を用いて、行うことができる

- ⇒ **山口県では、現状、電子申請システム等を用いて、  
手数料の納付や処分通知(許可証の交付)を行っています。**
- ⇒ 当面は、これまでどおり、県収入証紙による納付を  
お願いします。
- ※ **山口県では、令和8年度中の県収入証紙制度の  
廃止を検討しています。**  
手数料納付方法の変更がある場合は、あらかじめ  
お知らせします。

# 令和6年6月28日付け環境省通知概要

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)

## ○通知の趣旨

環境省が実施したデジタル化検討調査を踏まえ、新たに廃棄物処理法等の法令上の解釈の明確化を行ったもの。

### 【デジタル化のために活用し得る技術】

- ⇒ オンライン会議システム等による現況等の確認、センサーによるオンラインモニタリング、点群データによる測量、AIによる画像解析、機器の遠隔監視、ドローン等の8項目
- ⇒ これにより法定の目視規制、定期検査、点検規制において活用し得るデジタル技術を明確化

# アナログ規制見直しに向けた山口県の動き

## 山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部改正について(通知)

### ○改正の趣旨

山口県循環型社会形成推進条例で定める排出事業者による処理業者の処理能力の確認方法を「実地による調査」に限定せず、情報通信の技術を利用した方法も認めることとしたもの。

### 【情報通信の技術を利用した方法】

優良産業廃棄物処理業者認定制度の公開情報や  
オンライン会議システム等による現況確認 等も可能に。

【施行日】 令和7年4月1日

# **～最終処分場における排水基準等 の見直しについて～**

# 最終処分場における排水基準等の見直し

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)

## ○ 改正の背景

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、六価クロムと大腸菌群数にかかる基準が改正された。



## ○ 改正内容

### ① 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準

六価クロム化合物 : 0.5 mg/L ⇒ 0.2 mg/L

大腸菌群数 : 大腸菌群数3,000 個/cm<sup>3</sup>

⇒大腸菌数800コロニー形成単位/mL

### ② 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準

六価クロム : 0.05 mg/L ⇒ 0.02 mg/L

### ③ し尿処理施設の技術上の基準改正

大腸菌群数 : 大腸菌群数3,000 個/cm<sup>3</sup>

⇒大腸菌数800コロニー形成単位/mL

## 【施行日】

①大腸菌群数に係る改正

令和7年4月1日

②六価クロム化合物及び六価クロムに係る改正

令和8年4月1日

# ～委託契約書の記載事項の追加～

# 委託契約書の記載事項の追加

令和7年4月22日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」その①

## ○ 改正の内容

委託契約書の法定記載事項に、「委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項」として、以下の内容が追加

### 【要件】

委託者が、PRTR法に定める第一種指定化学物質等取扱事業者である場合



### 【記載事項の追加内容】

- 第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨
- 当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

### 【施行日】 令和8年1月1日

# ～電子マニフェストの項目追加～

# 廃棄物処理法施行規則の改正概要

令和7年4月22日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」その② ※令和9年4月施行

## ○ 改正の内容

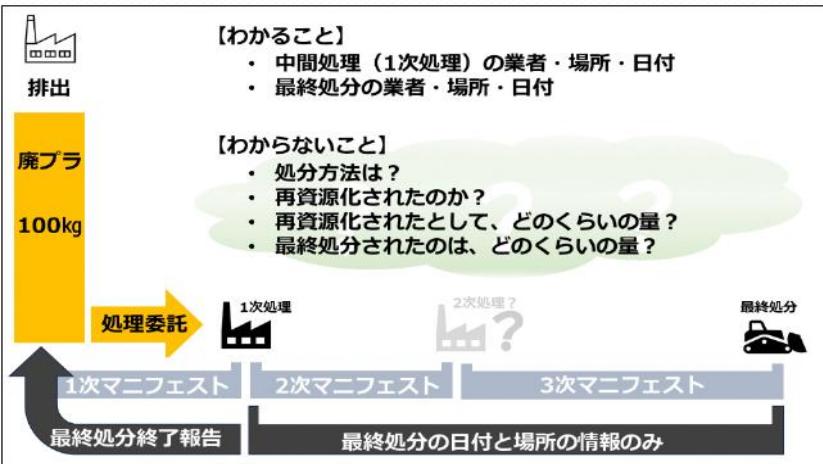
処分業者は電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」等の報告が義務付け



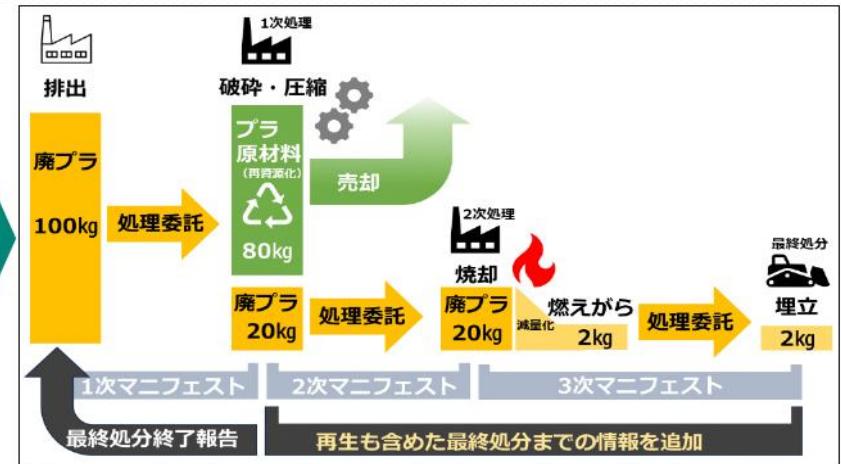
### 【排出事業者が新たに分かること】

- ・処分に関わる業者情報
- ・再資源化を含む中間処理後の種類、量
- ・処分方法と処分した量
- ・最終処分した物の種類・量

### 【現行】



### 【改正後】



### 3. 廃棄物処理の実務 (処理委託契約、産業廃棄物管理票)

# 排出事業者の処理責任

排出事業者

産業廃棄物の処理  
(収集運搬、処分)



自ら処理

(遵守事項)

- ・産業廃棄物処理基準
- ・保管基準



他者に委託して処理

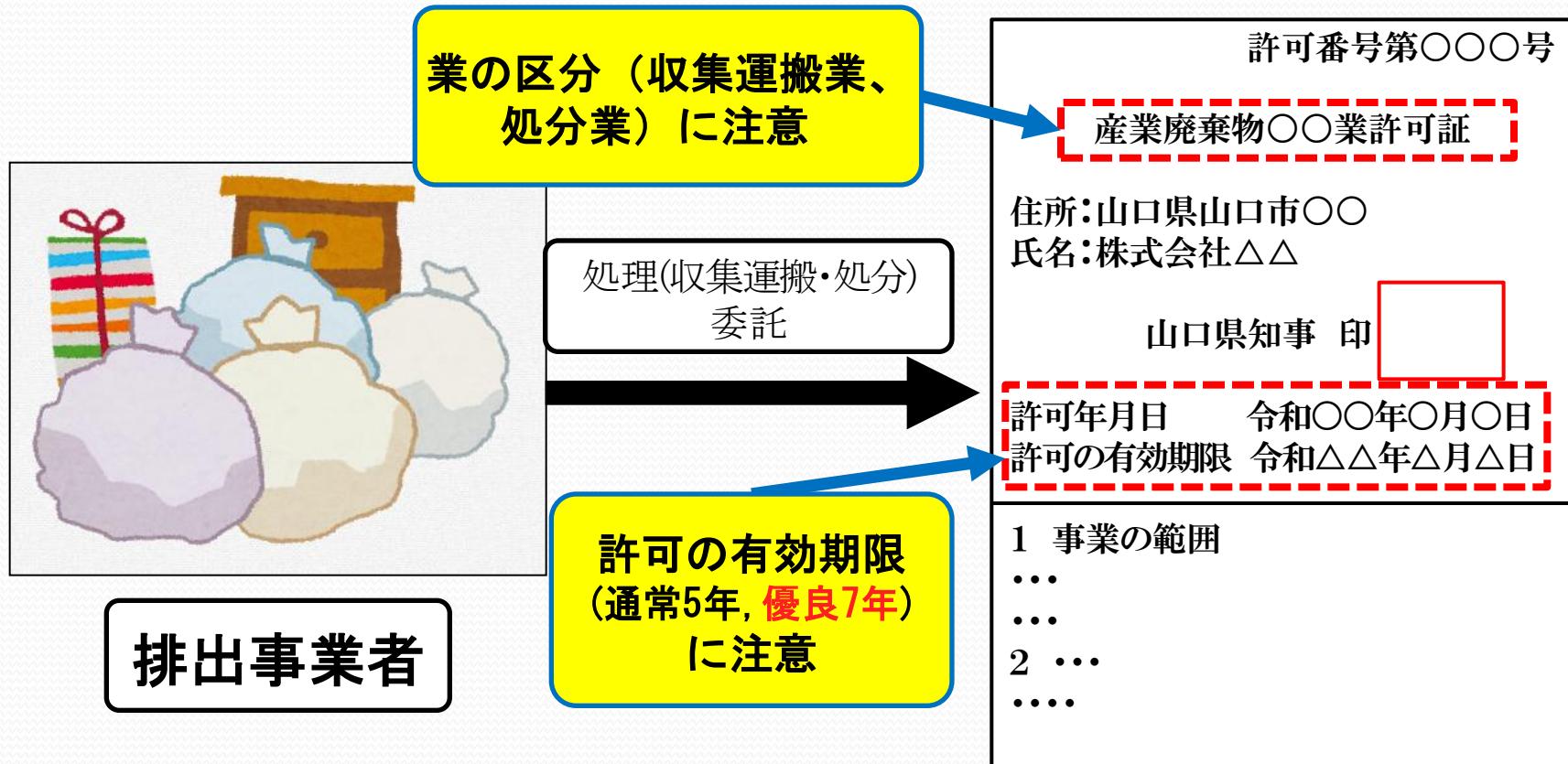
(遵守事項)

- ・委託に関する基準
- ・処理状況確認
- ・産業廃棄物管理票交付等の基準

# 産業廃棄物の委託

## ① 許可業者等への委託

→ 処理業者は、許可証の提示が必要。



※ 許可が失効していないか確認

# 産業廃棄物の委託

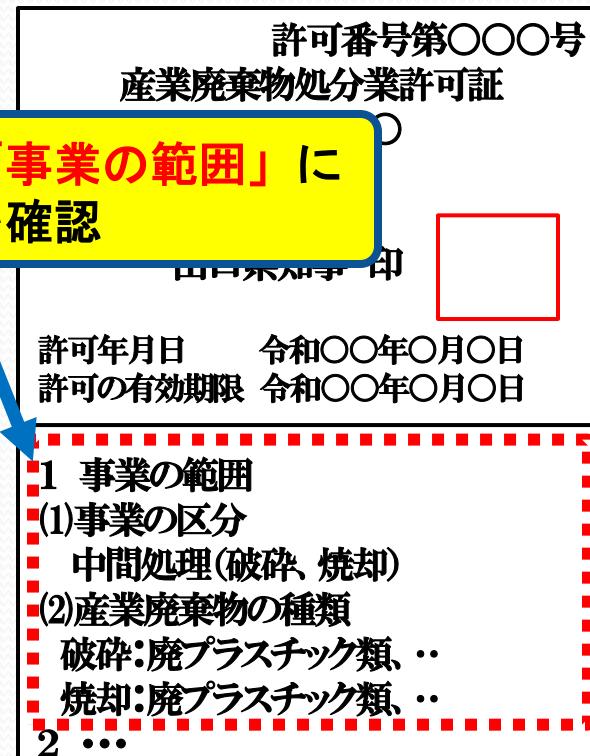
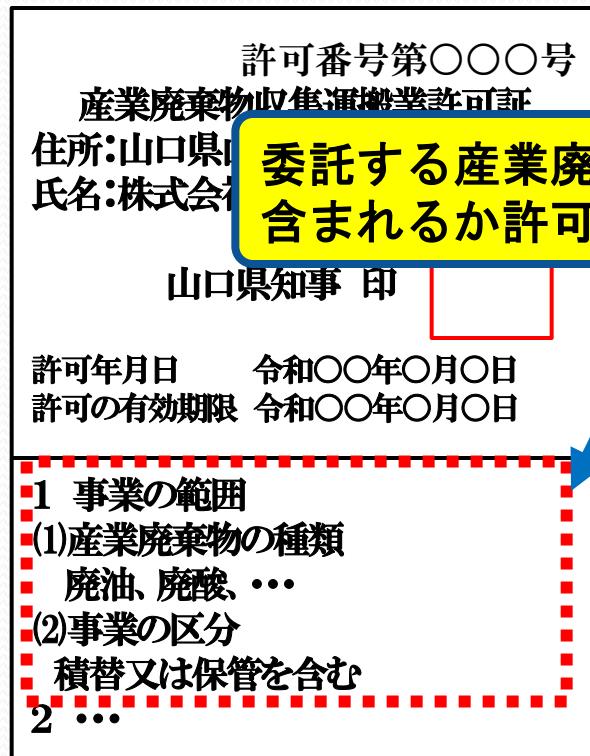
## ① 許可業者等への委託

→ 処理業者は、許可証の提示が必要。

産業廃棄物処理委託業者の「事業の範囲」の確認

(処理を委託する産業廃棄物の性状・種類から判断)

確認方法(例)



<収集運搬業許可証>

<処分業許可証>

# 産業廃棄物の委託

## ① 許可業者等への委託

○委託業者の探し方  
「山口県産業廃棄物  
処理情報検索システム」  
で検索



「業の区分」を選択  
⇒ 収集運搬業or処分業、  
普通産廃or特管産廃 等

「事業の範囲」を選択  
⇒ 取扱廃棄物の種類、  
事業区分(最終処分、中間処理)

優良認定を受けた事業者のリスト

### 山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム

山口県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容（データは毎週月曜日に更新）が検索できます。  
産業廃棄物の処理委託契約を締結する際は、必ず許可業者が保有する許可証を確認してください。  
なお、ご利用にあたっては下記の事項に留意してください。

#### 留意事項

- 平成23年4月1日以降、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に関して、山口県知事の収集運搬業の許可で、下関市内での収集運搬を行うことができるようになりました。（ただし、下関市内で積荷保管を行う場合は、下関市長の許可が必要です。）
- 本システムで掲載する「許可の年月日」は、現在有効な許可の有効期間の起算日を記載しているため、許可証の「許可年月日（実際に許可を行う日）」と異なる場合があります。詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 検索結果につきましては、許可期限が到来しているものでも、更新手続き中のもの等がありますので、詳細につきましては、お近くの[環境保健所](#)又は下関市役所（許可機関が下関市の場合）[でご確認ください。](#)

[検索トップ](#) | [産業廃棄物とは](#) | [産業廃棄物の分類](#) | [連絡先一覧](#) |

#### 絞込み検索

最初に「業の区分」を選択し、各欄にキーワードを入力して、最下部の[絞込み検索]ボタンをクリックしてください。

■ 業の区分	産業廃棄物収集運搬業 ※最初に業の区分を選択してください
■ 県道機関	山口県
■ 許可番号	半角数字10桁、又は11桁を入力してください
■ 業者名	業者の全てか一部を入力してください
■ 代表者氏名	代表者氏名の全てか一部を入力してください
■ 住所	業者の住所の全体か一部を入力してください
■ 事務所・事業場	事務所・事業場の全てか一部を入力してください
■ 取扱廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残渣 <input type="checkbox"/> 動物系不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラ陶くず <input type="checkbox"/> 鉛さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 動物のふん尿 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物
取扱廃棄物の種類にチェックしてください 2つ以上チェックした時は <input type="radio"/> and条件 <input type="radio"/> or条件	
■ 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
■ 水銀含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
<input type="button" value="絞込み検索"/>	

#### 優良産廃処理業者認定制度認定事業者

この適合業者一覧は、申請時点で優良基準に適合していることを確認したものです。  
現在の状況については、[こちら](#)を参照してください。

[適合業者一覧表示](#)

# 産業廃棄物の委託

## ② 委託基準の遵守（その2）



### ○書面による委託契約の締結

（主な記載事項）

- ・委託する産業廃棄物の種類・数量
- ・(収集運搬の場合)運搬の最終目的地
- ・(中間処理・最終処分の場合)  
処分場所の所在地、処分方法、処理能力
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・受託者の事業の範囲(許可業者の場合) 等

（添付書面）

- ・産業廃棄物処理業許可証の写し

※e-文書法に基づき電子データでの作成・保存  
も可能

### ○委託契約書及び添付書類の保存

（事業者は5年保存。処理業者も保存が望ましい）

# 産業廃棄物の委託における注意事項

- 再委託は原則禁止（法第14条第16項）
  - 再委託を重ねることは、処理の責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれがある。
  - 再委託をする場合は、あらかじめ基準に従っておこなう必要がある。ただし、再々委託は例外なく禁止。
- 廃棄物情報の排出者との情報共有
  - 廃棄物データシート(WDS)により、排出事業者と処理業者の双方向コミュニケーションが必要。  
(環境省の「廃棄物情報提供に関するガイドライン」参照)
  - 特別管理産業廃棄物の受託時には、当該廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知を受ける。(政令第6条の6)

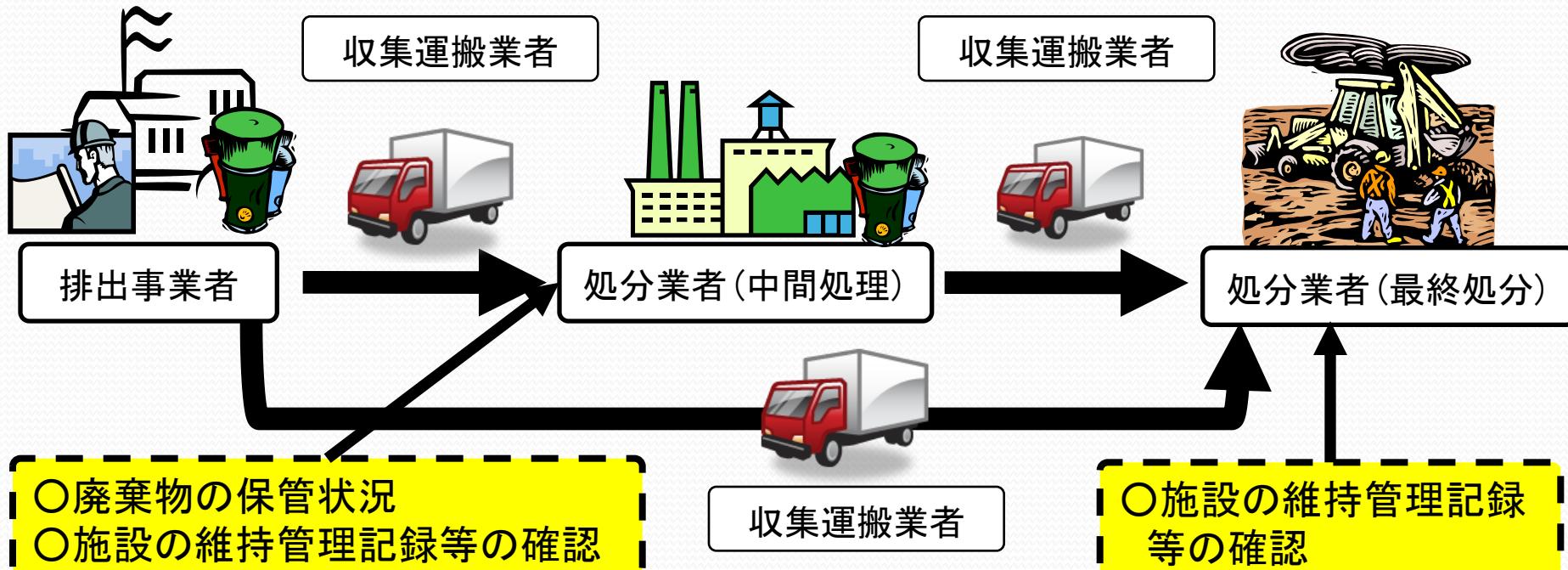
# 産業廃棄物の委託

## 産業廃棄物処理状況確認

※デジタル技術を活用した方法でも可能

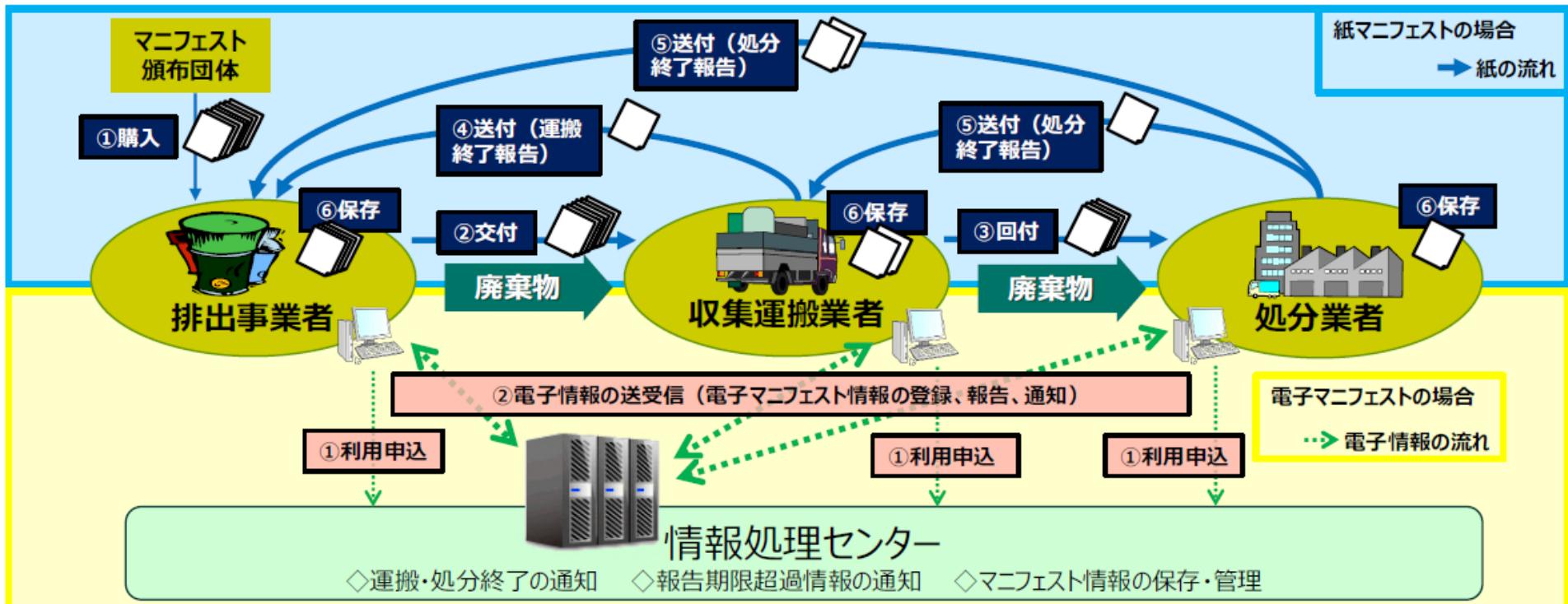
- ・産業廃棄物処理状況確認
- ・産業廃棄物の発生から最終処分終了まで適正な処理が行われるための必要な措置

### 産業廃棄物処理の流れ



# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後、処理業者からその旨を記載した紙マニフェストの写しの送付を受ける。
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み。
- 電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができる。



## 電子マニフェストシステム導入のメリット

- ①マニフェストの保存が不要（情報処理センターが管理・保存）
- ②法令の遵守（法の必須項目をシステムで管理）
- ③産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ④郵送費等の削減
- ⑤優良産廃処理業者の要件の1つとなっている

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

## 記載方法

## 見本

- ①交付年月日、交付番号
- ②交付担当者
- ③排出事業者の名称、住所
- ④排出事業場の名称、住所
- ⑤種類
- ⑥数量
- ⑦形状、荷姿
- ⑧最終処分の所在地
- ⑨運搬受託者名称、住所
- ⑩運搬先の事業場名、所在地
- ⑪処分受託者名称、住所

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- A 票 排出事業者の控え
- B1 票 運搬業者の控え
- B2 票 運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認
- C1 票 処分業者の保存用
- C2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認



## ① 記載義務

- 産業廃棄物管理票への記載事項  
(主な内容)
  - ・「産業廃棄物の種類」及び「数量」
  - ・「運搬又は処分を受託した者の氏名」  
及び「住所」
  - ・「管理票の交付年月日」及び「交付番号」
  - ・「管理票交付担当者の氏名」
  - ・「産業廃棄物を排出した事業場の名称」  
及び「所在地」等

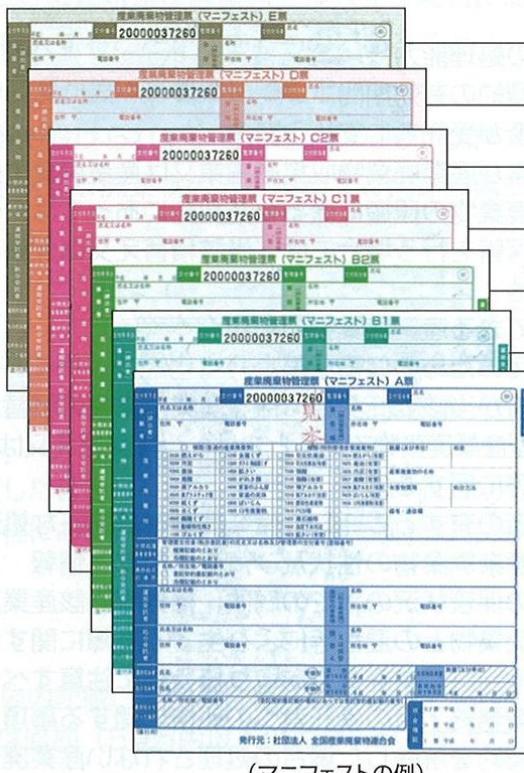
## ② 交付義務

- 委託業者等へ産業廃棄物を引き渡す時に交付
- 交付した管理票（A票）の保存  
保存期間: 5年間

B票以下を交付

# 産業廃棄物管理票交付義務

- A 票 排出事業者の控え
- B1 票 運搬業者の控え
- B2 票 運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認
- C1 票 処分業者の保存用
- C2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認



## ③管理票の写しの保存義務

### ○管理票の写し

B2票: 収集運搬業者から返送

D票 : 処分業者から返送  
(処分終了時)

E票 : 処分業者から返送  
(最終処分終了時)

○保存期間: 送付を受けた日から5年間

## ④管理票交付状況報告義務

前年度分の交付状況を交付事業場を管轄する  
環境保健所に報告

# 産業廃棄物管理票における注意事項

- 事業者への処理困難通知（法第14条第13項）
  - 産業廃棄物処理業者等は、現に委託を受けている産業廃棄物の「処理を適正に行うことが困難」となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10日以内に事業者に対し、書面で通知しなければならない。

「処理を適正に行うことが困難となる事由」とは。（省令第10条の6の2）

- 産業廃棄物の処理施設において、破損その他の事故の発生し、当該施設が使用できることにより、保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したとき等が該当。
- そのため、事故等に備えた対応も求められる。

## 4. 不適正処理事案から学ぶ適正処理

# 不法投棄・不法焼却

## 法第16条（投棄禁止）

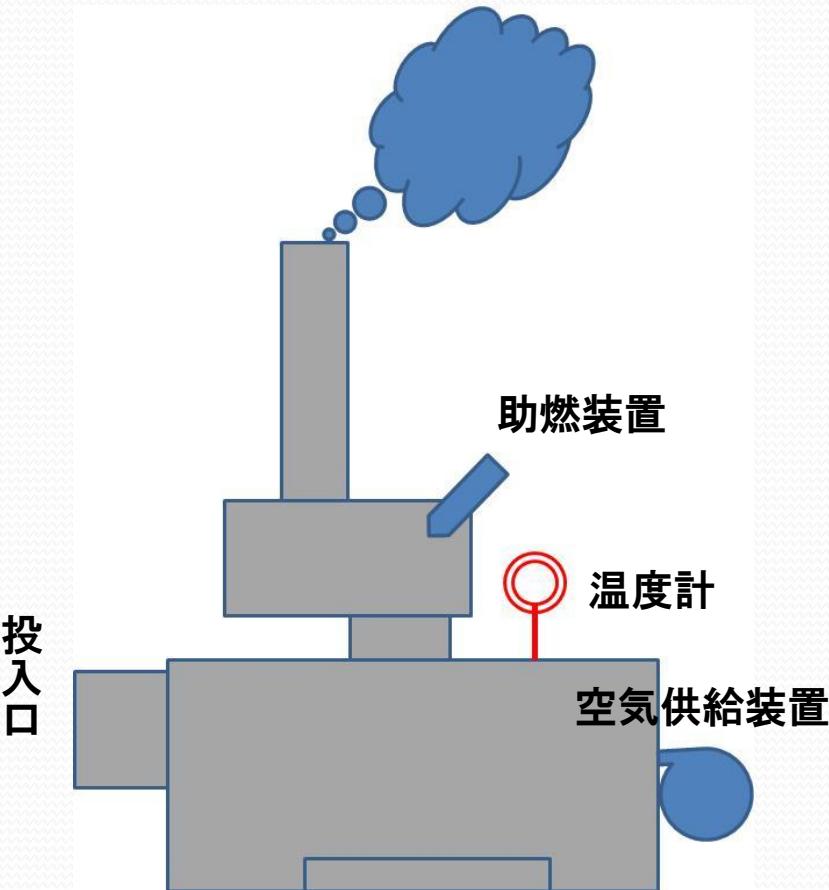
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 法第16条の2（焼却禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ・処理基準に従って行う焼却  
(規則で定める構造を有する焼却設備・環境大臣が定める方法により行う焼却)
- ・他法令に従って行う焼却
- ・焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

# 処理基準に従って行う焼却



法又はダイオキシン類対策特別措置法の許可・届出施設にならないか注意

## 【適合焼却炉の構造基準】

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に外気と接することなく、燃焼ガスの温度が800°C以上の状態で焼却できる
2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われる
3. 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室へ投入できる(バッチ式を除く)
4. 燃焼ガス温度を測定する装置が設置されている
5. 燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられている

## 【適正な焼却の方法】

1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
2. 煙突の先端から火炎又はJISD8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること
3. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

# 焼却禁止の例外

## 法で定める焼却禁止の例外

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のための必要な廃棄物の焼却 ※凍霜害防止のための廃タイヤ焼却は禁止

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 ※ビニールなどのプラスチック類の焼却は禁止

たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

あくまで例外であり、基準に適合しない焼却は原則禁止

# 許可取消となる主な違反行為

<ul style="list-style-type: none"><li>・(特別管理)産業廃棄物無許可業者等委託違反</li><li>・(特別管理)産業廃棄物委託基準違反</li><li>・(特別管理)産業廃棄物処理業無許可営業</li><li>・(特別管理)産業廃棄物処理受託違反</li><li>・(特別管理)産業廃棄物再委託禁止違反</li><li>・(特別管理)産業廃棄物処理業無許可変更</li><li>・(特別管理)産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反</li><li>・(特別管理)産業廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物処理施設無許可設置</li><li>・産業廃棄物処理施設無許可変更</li><li>・産業廃棄物処理施設改善命令違反、使用停止命令違反</li><li>・<b>廃棄物の投棄禁止違反</b>、投棄禁止違反未遂</li><li>・<b>廃棄物の焼却禁止違反</b>、焼却禁止違反未遂</li><li>・改善命令違反</li><li>・措置命令違反</li></ul>
---	---

「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領」より抜粋



(参考)産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領

# 事業停止命令等となる主な違反行為

	違反内容	処分の内容
業	(特別管理)産業廃棄物処理基準違反	停止30日
	(特別管理)産業廃棄物保管基準違反	停止30日
	産業廃棄物管理票の交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	停止30日
	運搬(処分)受託者の産業廃棄物管理票の写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、回付義務違反	停止30日
	虚偽産業廃棄物管理票交付	停止90日
	虚偽産業廃棄物管理票の写し送付、虚偽報告	停止30日
	事業の用に供する施設、その者の能力が基準に適合しなくなったとき	改善に必要な期間の停止※
施設	産業廃棄物処理施設構造又は維持管理基準等不適合	改善に必要な期間の停止※

※改善が不可能な場合は許可取消し

「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領」より抜粋



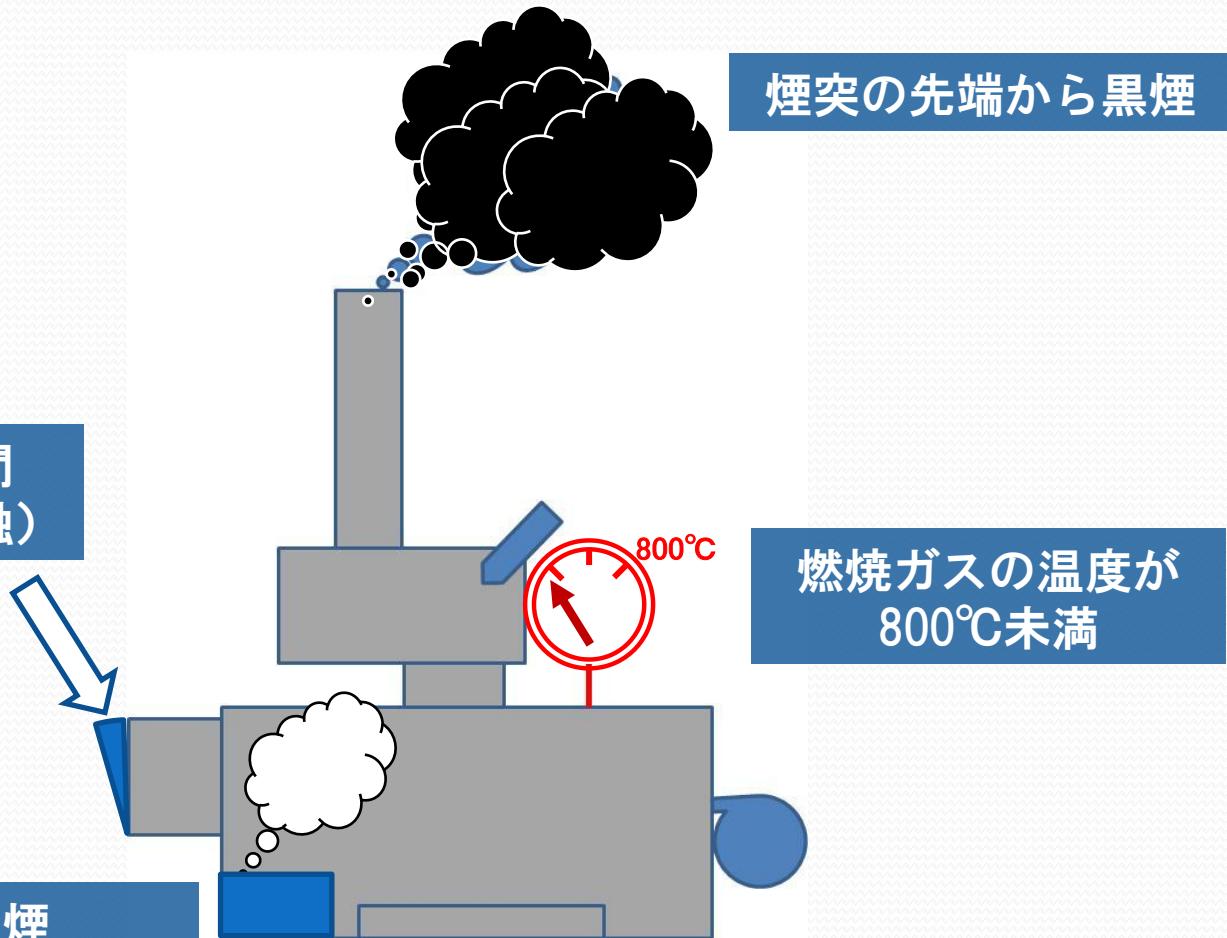
(参考)産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領

# ～不適正事案から見た留意事項～

## ＜事案 1 ＞

処理基準違反に対する  
改善命令及び事業停止命令

# 処理基準等違反の例



# 行政処分の例

## 改善命令（法第19条の3）

### 産業廃棄物の処分の方法の改善命令

産業廃棄物を焼却する場合は、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却できる構造の焼却設備とすること。

## 事業停止命令（法第14条の3）

弁明の機会の付与（行政手続法第13第1項第2号）の後、施行

### 産業廃棄物処理業の全部停止命令（30日）

Aは、〇年〇月〇日〇時頃から同日〇時〇分頃までの間、Z市大字…のA事業場に設置されている焼却設備において、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接する状態で、産業廃棄物である木くず及び紙くずを少なくとも合計約〇m<sup>3</sup>焼却した。

このことは、産業廃棄物処理基準を定めた法第12条第1項に違反する。

## ＜事案2＞

**廃棄物の多量保管に対する対応**

# 立入検査の状況

## ○事業場内に木くずを堆積

- ・産業廃棄物処理業者  
(木くずの破碎)
- ・木造家屋の解体で生じた木くずの処理  
を受託
- ・破碎機故障により、処理ができなく  
なったにも関わらず、受入を継続

## ○汚泥や動植物性残渣を堆積

- ・産業廃棄物処理業者  
(汚泥の発酵)
- ・下水道汚泥や動植物性残渣の処理を  
受託
- ・使用機材の故障等により、発酵処理  
が遅れ、発酵槽に投入余地がなく  
なったにも関わらず、受入を継続

廃棄物を多量に保管し、適正処理が行われていない状況



## ○ 廃棄物処理法で定められている保管上限を超過した量の廃棄物の保管

## ○ 処理の実施の有無にかかわらず、一定期間経過後にマニフェストを返送

## 行政処分

### 改善命令（法第19条の3）

#### 産業廃棄物の保管の方法の改善命令

Y市●●に設置する△△の保管施設における△△の保管は、廃棄物処理法施行令第口条の規定に基づく数量以下とすること。

### 事業停止命令（法第14条の3）

弁明の機会の付与（行政手続法第13第1項第2号）の後、施行

#### 産業廃棄物処理業の全部停止命令（30日）

Bは、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、C及びDから受託した産業廃棄物である△△の処分を終了していないにもかかわらず、法第12条の3第4項の送付を■■回行った。

このことは、虚偽産業廃棄物管理票の写し送付の禁止を定めた法第12条の4第3項に違反する。

## **<事案3>**

**投棄禁止違反に対する  
許可取消処分**

# 事案の概要

許可：収運業（積保無）

## ○ 端緒

住民から警察に、Eの残土処分場で木くずが大量保管されていると通報。警察と環境保健所の調査の結果、木くずの堆積のほか、一部で覆土された瓦くずなどを確認。

## ○ 立入検査結果

- ・掘削調査をしたところ、残土処分場から、瓦くず及びがれき類を確認
- ・表面は土砂で概ね覆われ、瓦くずが所々に見える状態であったほか、キャタピラ痕があり、転圧された形跡あり ➡ **投棄禁止違反**と特定

### 【違反条文】

**法第16条（投棄禁止）**：何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

# 立入検査の状況

- ・現場は、山間部を走る市道に隣接する場所
- ・一見して、長期間にわたり残土を投入している残土処分場と目される土地
- ・地表面は、重機のクローラーの跡が残り、締め固められている状況
- ・砕けた瓦や小さなコンクリート片が散在

- ・立入検査者の指示により、関係者が油圧ショベルで地面を掘削
- ・地表から土砂を約70cm掘り進めた位置に、瓦くずやがれき類が存在

- ・地中から廃棄物を掘り出し、約40立法メートルの瓦くずやがれき類が埋められていたことを特定

# 行政処分

## 許可取消（法第14条の3の2第1項第5号）

Eは、〇年〇月頃、X市…のE所有の残土処分場兼資材置き場内において、Eが元請けの解体工事で生じた瓦くず及びレンガくず約40m<sup>3</sup>をみだりに捨てた。

このことは、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

## その他

- 事業場の周縁に廃棄物が混入した土砂を押し出す
- 残土処分と称して廃棄物が混入した土砂を埋め立てる
- 有価物と称して廃棄物を長期間、大量に保管する

いずれの場合も、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に抵触するおそれあり

# 不適正事案から見た留意事項

- ・**廃棄物処理法及び関連法令について十分に理解する**ことが重要
- ・**従業員全員が知識を持つ**ことが必要
- ・「なんとなく」や「これぐらいは」という考え方  
は危険
- ・わからないことがあれば、必ず自ら調べて、確認
- ・**最新の情報の収集**が大切